

川崎市長が行う試験等の結果の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が行う試験又は選考（以下「試験等」という。）の個人別成績に関する情報の提供（以下「提供」という。）について必要な事項を定め、受験者の利便に資するとともに、試験等の信頼性を確保することを目的とする。

(提供の対象となる試験等)

第2条 提供は次に掲げる試験等について行う。

- (1) 看護師等採用選考
- (2) 医師等採用選考
- (3) 休業代替任期付職員採用等選考
- (4) その他の職員採用選考

(提供の対象となる者)

第3条 提供は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる試験等を受験し、不合格となった者のうち、提供を申し出た者（以下「申出人」という。）に対して行う。

(提供の申出)

第4条 提供の申出（以下「申出」という。）は、申出人本人が個人別成績に関する情報提供申出書（第1号様式）に必要事項を記入し、別表に定める所管課に提出することにより行うものとする。

- 2 申出は、別表に定める申し出期間内に行うものとする。
- 3 申出人が本人であることの確認は、原則として受験票により行う。

(提供の対象となる情報)

第5条 提供の対象となる情報は、別表に定めるとおりとする。

(提供の方法)

第6条 提供は、個人別成績結果票（第2号様式）を交付することにより行う。

(受験者への周知)

第7条 提供の実施に関する受験者への周知については、試験等の案内、試験等実施日
又は合格発表における掲示等により行うものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(川崎市長が行う試験等の結果の簡易開示に関する要綱の廃止)

2 川崎市長が行う試験等の結果の簡易開示に関する要綱（平成5年1月1日付け4川
総人第805号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

個人別成績に関する情報提供申出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

受験番号 _____

氏名 _____

私は、次の試験・選考の個人別成績に関する情報について、提供を申し出ます。

個人別成績結果票

第 号
年 月 日

受験番号 _____

_____ 様

川崎市長 印

あなたの試験・選考における成績は、次のとおりです。

別表（第4条及び第5条関係）

試験等の名称	所管課	提供の対象となる情報	申し出期間
看護師等採用選考	総務企画局 人事部人事課	総合順位及び 総合得点	合格通知日の翌日から 1箇月
医師等採用選考	総務企画局 人事部人事課	総合順位及び 総合得点	合格通知日の翌日から 1箇月
休業代替任期付職員採用等選考	総務企画局 人事部人事課	総合順位及び 総合得点	合格通知日の翌日から 1箇月
その他の職員採用選考	総務企画局 人事部人事課	総合順位及び 総合得点	合格通知日の翌日から 1箇月

備考

- 1 看護師等とは、看護師及び助産師をいう。
- 2 医師等とは、医師及び歯科医師をいう。
- 3 休業代替任期付職員採用等選考とは、休業代替任期付職員に係る登録選考（一般事務職の登録を希望する者に限る。）並びに任期付職員及び任期付研究員に係る採用選考をいう。
- 4 その他の職員とは、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士及び介護支援職をいう。
- 5 第2次試験等を行う試験等に係る申し出期間については、別表の規定にかかわらず、第1次試験等にあつては当該第1次試験等の合格通知日の翌日又は合格発表日から1箇月以内、第2次試験等にあつては当該第2次試験等の受験の際とする。